

# 大学等の新增設事業と設置財源

2001年8月31日(金)

10:00	迫られる学校法人の自己改革と財務運営 ～ 開かれた、競争に耐える経営への転換～	
12:00		末吉 保雄
<p>1. 「学校法人会計基準」にみる学校法人の特性</p> <p>(1) 文部省令『学校会計基準』についての基本的理解 趣旨、理念、計算書類（貸借対照表・消費収支・資金収支及び内訳表と明細表）</p> <p>(2) 帰属収入・基本金・消費収支差額、帰属収入 - 消費支出（経営源泉）</p> <p>(3) 主要な財務比率の現況      (4) 大学法人と補助金      (5) 学生納付</p> <p>(6) 寄付金      (7) 人件費      (8) 費用対効果・コスト認識</p> <p>(9) 学校財務を拘束し硬直化させる法人内外の要因</p> <p>2. “改革の時代”における私学経営と財務運営</p> <p>(1) 「硬直性」から「柔軟性」への転換</p> <p>(2) 「自己完結・閉鎖型」でなく、「分担（シェアリング）・開放型」へ</p> <p>(3) 「既得権」と「前例」をやめ、「新しい基準」の創造へ</p> <p>(4) 「開示し説明する」姿勢と意識・能力の向上</p> <p>3. 法人経営の責務と補佐体制</p> <p>(1) 学校法人としての使命と共同性      (2) 教員・職員のモチベーションと評価・処遇</p> <p>(3) 私学経営の適正規模      (4) 新增設事業のアセスメント</p> <p>(5) エクステンション事業、社会人マーケットの評価</p>		
質疑応答		

昼 食 （会場内外でご自由に）

新增設の設置財源・経費		
		伊津野 篤志
[ 講義 ]	13:00 ~ 14:30	

はじめに

1. 標準設置経費と標準経常経費

- (1) 用語の説明 - - 標準設置・経常経費と設置経費
- (2) 両者の相関関係
- (3) 標準設置経費
  - 1) 経緯
  - 2) 標準設置経費の計算の仕方
- (3) 新增設経費（設置経費）は、標準設置経費を上回ること
- (4) 標準経常経費
  - 1) 経緯
  - 2) 標準経常経費の計算
    - ア．初年度経常経費の算出基礎・教職員の数
    - イ．教員の年次的配置

2. 設置経費と経常経費

- (1) 設置経費は計画浮上から完成年度までの必要経費
  - 1) 標準設置経費に含まれる：校舎（施設設備等）及びその周辺設備等に要する費用
  - 2) 標準設置経費に含まれる：設備等に関する費用
  - 3) 標準設置経費に含まれない：校地等に関する費用
  - 4) 設置基準でいう校地の整備に関する留意
  - 5) 設置経費は完成年度までの不変が原則
- (2) 設置財源（自己資金）の算定基礎の問題
  - 1) 設置財源（自己資金）はすでに保有している資金から捻出
  - 2) 資金の保有はあっても財源（自己資金）にはならない資金
- (3) 設置財源（自己資金）の算定方法
  - 1) フロー（消費収支計算書）による算定の仕方
  - 2) ストック（貸借対照表）による算定の仕方
  - 3) フローとストックの両方に関して
    - ア．設置財源の算定
    - イ．先行組入がある場合の算定方法
    - ウ．減価償却額に係る額の財源への繰入の可否
    - エ．財源への算定ができない場合とは
  - 4) 再評価と設置資金の捻出の可否
    - ア．財源問題が絡む再評価は不利？
    - イ．既設校舎等に資本不可

[ 作成演習 ] 14:40 ~ 15:50

3. 実務：設置財源（設置経費）の振り分け方法

- (1) 様式第9号関係（設置財源の調達方法とその時期）
  - 1) 財源の振り分けの実習例
- (2) 様式第8号関係（設置経費等の支払い計画）
  - 1) 様式第8号の作成例
  - 2) 付表8 - 1（創設費の算出基礎）
  - 3) 付表8 - 1の添付書類
  - 4) 付表8 - 2（転共用計画）

[ 講義 ] 16:00 ~ 17:00

4．完成年度までの経常経費予算編成（様式第5号関係）と計画変更

(1) 申請時の予算編成上の注意

- |         |                  |               |
|---------|------------------|---------------|
| 1) 学生定員 | 2) 完成年度では、収入超過予算 |               |
| 3) 補助金  | 4) 借入の禁止         | 5) 教育研究費 25 % |

5．開設後の計画の変更

(1) 設置経費の枠内で配慮すべきものを開設後の予算で賄うことはできない

(2) 設置経費（様式第8号関係）支出と開学後の年度予算の設備関係支出

(3) 開学後の現物寄附

(4) 初年度経常経費の決算後の設置経費の変更

(5) 開設後の設置経費の残り額 (6) 開学後の設置経費の変更

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 1) 設置財源に余裕があれば原則可能 | 2) 具体例 |
|--------------------|--------|

終わりに

質疑応答